

2月定例会議会における議案に対する意見募集

№ 6 四日市市企業立地促進条例の一部改正について（議案第 120 号）及び 企業立地奨励金交付事業（当初予算）について

平成 12 年 4 月に施行し、見直しを重ねてきた企業立地促進条例が平成 27 年 3 月末をもって期限切れとなることから、今後も本市産業が競争力を確保し持続的な発展を促して行けるよう見直しを図り、条例の期限を 5 年間延長するものです。

今回、「四日市市企業立地促進条例の一部改正について」と、それに伴う事業についてご意見を募集いたします。

1. 目的

新規産業の誘致、既存企業の新規設備投資の誘発を図るため、企業の新たな設備投資に対して奨励措置を講じる。

本制度は平成 26 年度末をもって期限切れとなることから、見直しを図り、今後も本市産業が競争力を確保し持続的な発展を促していく。

2. 内容

事業所などの新設・増設事業について、新たに投下された固定資産（土地、家屋、償却資産）に対する固定資産税・都市計画税等相当額の一定割合を奨励金として交付する。

（1 件あたり交付総額上限 10 億円）

平成 27 年 4 月以降指定の事業については改正後の制度に基づき奨励金の交付を行う。

【主な改正内容】

交付期間の短縮

奨励金交付期間について、企業の設備投資の回収期間が短くなってきている実態に合わせて 5 年から 3 年に短縮するとともに、交付 2 年目及び 3 年目の補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 にかさ上げする。

重点分野を創設して奨励金拡充

今後成長が見込まれる事業や高シェアを誇る製品を生産する事業、臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業等を「重点分野」として指定し、交付 1 年目の補助率を 3 分の 2 とする。

(参考) 奨励金交付率の推移について

交付年度 区分		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
改正前		1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2
改正 後	一般分	1 / 2	2 / 3	2 / 3	-	-
	重点分野	2 / 3	2 / 3	2 / 3	-	-

3 . 予算額 7 9 4 , 0 0 0 千円 (財源内訳) 一般財源 7 9 4 , 0 0 0 千円
(前年度 3 9 2 , 0 0 0 千円)

(1) 企業立地促進条例・同施行規則

1 制度の目的と改正の趣旨

平成12年4月に施行した当制度は、本市における既存企業の新規設備投資及び新規産業の創出等産業立地の促進並びに産業の高度化を図るとともに、就労の場を確保し、もって本市の産業経済の振興と市民生活の安定に資することを目的としたもので、主として製造業を対象とした制度となっている。

今回の改正では、当制度の拡充により本市臨海部工業用地の有効活用を促進するとともに、奨励金交付総額が大きく減少しないよう配慮した上で、投資活動の実情に合わせた交付期間の短縮（5年→3年）を図る。また、「産業活性化戦略に関する提言」を受け、高シェアを誇る製品等を製造する事業に対する奨励措置の拡充等を実施する。

2 改正内容

① 臨海部工業用地の有効活用を促進

臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業を奨励対象として位置付け、活用を促進する。

② 交付期間の短縮

平成17年4月に3年から5年に延長した奨励金交付期間について、企業の投資回収年数短期化の実態に合わせて5年から3年に短縮する。ただし、交付総額は現状の金額を担保するよう、交付2年目及び3年目の補助率を2分の1から3分の2にかさ上げする。

③ 重点分野を創設して奨励金拡充

競争力の高い事業所の誘致・創出を図るため、今後成長が見込まれる事業や高シェアを誇る製品を生産する事業、臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業等を「重点分野」として指定し、交付1年目の補助率も3分の2とする拡充を行う。なお、投資総額下限についても、大企業の場合の5億円を2億円とする要件の緩和を行う。

(重点分野)

- ・次世代電池に係る事業
- ・次世代半導体に係る事業
- ・環境浄化分野の製品を製造する事業
- ・バイオテクノロジー・健康医療に係る事業
- ・新原料への転換に対応する事業
- ・航空・宇宙産業に係る事業
- ・次世代自動車に係る事業
- ・次世代ロボットに係る事業
- ・国内もしくは国外において高いシェアを占める製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業
- ・臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業

④ 対象事業の見直し

ア 電気事業を対象事業とする。

※ただし、製造業を主たる事業とする既存の市内事業所が関与する場合で、投資総額が 50 億円以上であることを要件とする。

イ 新規成長分野を廃止する。

重点分野の創設に伴い、投資下限要件の緩和のみを行っていた新規成長分野を廃止する。

⑤ 制度要件の緩和

対象事業のうち物流機能を有する保管施設について、申請者が中小企業者等の場合の投資総額下限要件を、5 億円から 3 億円とする要件の緩和を行う。

※参考

国内もしくは国外における高いシェア：申請事業における製品の当該企業全体のシェアで、公的機関による最新統計数値等を用いて申請者が説明を行うトップクラスの実績数値。

市内における国内拠点事業所：申請事業における製品の市内事業所における生産量等が、当該企業のその他事業所と比較して最大であること、または最大になる見込みであること。

臨海部コンビナート地区：市内臨海部の工業専用地域及び工業地域

企業内空地の活用：地権者が活用者を募ったうえで行う地権者以外の活用または地権者による新規事業での活用。

※制度改正の経緯

〈平成 13 年 9 月改正〉・対象事業に「物流機能を有する保管施設」を追加

〈平成 17 年 4 月改正〉・新規成長分野の見直し

- ・リース資産を奨励対象資産に追加
- ・特定事業の投資総額の下限要件緩和
- ・交付期間を 3 年間から 5 年間へ延長

〈平成 18 年 4 月改正〉・交付限度額を 5 億円から 10 億円に増額

〈平成 19 年 4 月改正〉・対象事業に「製造業の事業所における発電の代行を主とする事業」を追加

〈平成 22 年 4 月改正〉・投資総額の下限要件を緩和する特定事業の見直し

- ・申請者が中小企業であった場合の投資総額の下限要件緩和及び奨励金算出基礎に事業所税を加算

(参考) 奨励制度の実績

企業立地奨励金

左のうち中小企業で大規模法人による出資が一定の割合を超えないもの

年度	新規奨励対象				全体		新規奨励対象				全体	
	事業所数	事業数	投資額(億円)	新規 雇用者数	交付 件数	交付額(千円)	事業所数	事業数	投資額(億円)	新規 雇用者数	交付 件数	交付額(千円)
H13	8	10	74.1	6	10	34,740	3	3	21.6	2	3	6,991
H14	11	15	156.0	40	25	112,437	2	2	28.9	19	5	22,961
H15	6	10	204.7	18	34	203,653	0	0	0.0	0	5	18,227
H16	6	8	294.3	7	33	295,958	0	0	0.0	0	2	10,878
H17	9	11	162.8	4	29	310,401	0	0	0.0	0	0	0
H18	13	14	1,146.7	34	32	729,850	3	3	8.0	2	3	4,053
H19	13	18	156.7	31	41	173,307	4	4	10.1	27	7	7,727
H20	14	19	2,697.0	50	50	661,816	2	2	2.3	4	8	7,358
H21	10	11	288.9	4	58	585,922	2	2	10.6	0	10	10,448
H22	8	10	218.2	68	67	509,340	2	2	8.0	1	11	13,284
H23	9	9	384.4	14	64	575,465	1	1	11.5	0	11	16,152
H24	10	11	1,212.1	26	57	874,718	3	3	7.1	1	10	15,569
H25	9	10	159.9	17	47	398,057	2	2	1.5	6	9	12,793
計	126	156	7,155.8	319	547	5,465,664	24	24	109.6	62	54	146,441